

発 表 事 項

1 項 目

介護保険負担割合証の誤送付について

2 概 要

介護保険負担割合証を誤って送付する事態が発生いたしました。

(1) 判明日時

令和7年3月28日（金）15時20分頃

(2) 経緯等

3月26日（水）介護保険負担割合証を送付

3月28日（金）介護保険負担割合証を受け取った方から電話で連絡があり、本来送付すべきでない方に介護保険負担割合証が送付されたことが判明しました。

(3) 誤送付した書類

介護保険負担割合証1名分で、記載内容は、介護保険被保険者の氏名、生年月日、住所、被保険者番号、利用時の負担割合です。

3 原因

届出のあった書類の送付先の設定を誤って登録したことによるものです。

4 対象者への対応

3月28日（金）誤送付した方に対し、経緯を説明のうえ謝罪し、誤送付した介護保険負担割合証を回収しました。

3月31日（月）本来送付すべき方に対し、別の方に誤送付したことを説明し謝罪のうえ、改めて介護保険負担割合証を交付しました。

5 再発防止策

今後は、送付先の情報についてチェックリストにより確認し、登録情報に誤りがないようチェック体制の強化に取り組み再発防止に努めてまいります。なお、今回のような事案が生じることのないよう、全庁的に当該事案について情報提供し、チェック体制の強化が図れるよう取り組んでまいります。

ご迷惑をおかけしました市民の方に心よりお詫び申し上げます

ともに、行政に対する信頼を損ねましたことを重く受け止め、個人情報
情報の適切な取り扱い及び管理の徹底に努めてまいります。

6 問合せ先 介護保険課 担当 重田

0 4 3 8 (6 2) 3 2 0 6